

令和 2 年 第 5 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年5月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

- 日時
令和2年5月25日（月） 午後3時00分～
- 会議の場所
駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室
- 出席した委員（19名）

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 塚澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	
- 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸
- 欠席した委員(0名)
- 議事録署名委員

12番 上田 佳子	13番 宮澤 辰夫
-----------	-----------
- 議事日程
 - 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第30号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
 - 議案第31号 農用地利用集積計画の策定について（中間管理事業）
 - 議案第32号 駒ヶ根市農用地利用最適化推進委員の選考について
- 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟

主 査 井上 幸代

○ 閉会

午後 3 時 2 8 分

午後 3 時 0 0 分 開会

局 長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年第 5 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

何となく久しぶりの会議だなあっていうような感じがして、このところずっと会議やなんかになかったんで、そんな感じがしております。

新型コロナの関係も少し落ち着いてきたかなというふうに思っております。今日は、関東のほうも非常事態宣言が解除されるというような話も出ております。上伊那の感染者も全員が退院したというようなことで、大変大ごとにならないでよかったですと思います。その影響でいろいろなところに影響が出ました。今年の当初から、令和になってから、やっぱり新しい時代が始まっていくんじゃないかなと、平成と違う新しい時代がつけられてくるのかなというように、そんな思いをしていたんですが、まさにコロナをきっかけにそういった時代に入っていき、新しい生活の様式をしながら生活をする、そんなような話もあります。今日なんかもラジオを聞いていると、東京の姿が変わると。いわゆる企業関係もオンラインでやるところが 70%くらいになっているわけです。会社やなんかは何も東京にいてオンラインをやらなくてもいいじゃないかと、田舎に行ってもいいじゃないかと、つてなると、やっぱり一極集中の東京から少し地方に、そういった流れ、企業が産出してくるのかなと、そんなことを思うと、やっぱりこれからの時代が変わっていくし、やっぱり地方は地方でそれなりに受け入れられる、あるいはそういった社会づくりをしていかなきゃいけないと、そんな時代が来るというように思います。三遠南信もリニアも伊那谷を通るわけですから、そういうことを考えると、やっぱり、まさにこれからの時代をどうやってつくっていくのか、そういった点では考えていかなきゃいけないかなと、そんなふうに思っています。何せ、このところ営農センターの総会の 28 日も中止になり書面議決をやると、今聞くと J A の総代会も少し一部書面議決やなんかをやると、いろんな会議がそんな形で書面議決でされてきている。書面議決をされると、何となくみんな丸をするんで、よく何か分からぬうちに物事がどんどん進んでいく、その点じゃよく注視をしておかなきゃいけないかなと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、今日、総会の審議、それから協議会のほう、よろしく願いをしたいと思っております。簡単であります、一言挨拶にさせていただきます。

局 長

よろしく申し上げます。

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 10 番 堀敏委員、お願いいたします。

10 番

(堀 敏君)

それでは、会議の前の一言ということで簡単にお話しさせていただきます。

今、会長のほうからお話がありましたように、今、世界は新型コロナウイルスというまさに人類の共通の敵と戦っていると、こういう状況でございます。今になって思い返してみますと、昨年 12 月に中国の武漢で何か得体の知れないウイルスが検出されたという新聞記事が小さく報道されておりました。その時点では、まさに世界の誰もがこんな大きなことになるということは予想しなかったのではないかなあというふうに思います。アメリカのトランプ大統領もテレビで 4 月になればこの感染も消滅するよということで、非常に軽く考えていたようですが、今や世界では最悪の感染国ということになっております。

今回の新型コロナウイルスの報道番組を見ていまして、ある学者がスペイン風邪のことについてお話をしていました。このスペイン風邪は、今から 100 年ほど前、第 1 次世界大戦の最中に起きた感染症で、当時の世界人口の 3 分の 1 以上の方が感染をして、死者数千万人、致死率 25% ということで、戦争による死者よりも感染症で亡くなった方のほうが多かったと、こういう大きな感染症もあったようです。

ところで、最近、自然災害で百年に一度の大災害、あるいは過去の経験したことのない大雨というような言葉をよく耳にします。また、人為的な災害としては、2 回にわたるオイルショック、それから 12 年前のリーマンショック、そして今回のコロナショックということで、まさに自然界と人間社会が壊れ出したのではないかなというようなことも危惧をしております。そういたしますと、ここ 1 カ月くらいの中に日本のあちこちで地震が発生したというニュースが時々テレビで報道されております。30 年以内に起こる確率が 70~80% と言われております南海トラフ地震のことも、このコロナのことの陰に隠れて決して忘れてはならないことだと思います。

以上、私の一言でした。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章朗読に入ります。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕 (一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕 (一同着席)

会 長

(堺澤 豊君)

それでは、これより令和 2 年 5 月 1 日付、告示第 6 号をもって招集した令和

2年 第5回 駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19名、ただいまの出席委員数 19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において12番 上田佳子委員、13番 宮澤辰夫委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計5件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの北3筆 349㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり、手狭になってきたため住宅を新築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は高齢で耕作が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

町4区、XXXXXXXXXXの東1筆 92㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地及び自家用駐車場。

理由でございますが、譲受人は申請地北側に居住しているが、既存の敷地内では駐車スペースが不足しているため駐車場用地として利用したい。また、周囲からのプライバシー保護を目的として植栽するため住宅敷地として当地を

取得したいというものでございます。譲渡人は、譲受人の要請に応じるというものです。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の東1筆 887 m²になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事業用駐車場。

理由でございますが、譲受人は申請地の近くに[REDACTED]を開業予定であるが、建設地内のみでは駐車スペースが不足するため駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては3ページ右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED]の東1筆 873 m²になります。斜線部分につきましては5件目の申請地となりまして、4件目5件目は一体的な計画となっております。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。

理由でございますが、譲受人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地は用途地域内の好立地であり、集合住宅への入居希望者が見込まれることから集合住宅用地として当地を取得したい、譲渡人は年齢的または体力的に耕作が困難であり農業経営規模の縮小を図りたいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

5-5 で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED]の東2筆 1,848 m²になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。

理由でございますが、譲受人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地は用途地域内の好立地であり、集合住宅への入居希望者が見込まれることから集合住宅用地として当地を取得したい、譲渡人は県外に居住していることから耕作が困難であり、農業経営規模の縮小を図りたいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上5件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明を1番から順次お願いします。

15番 (代田 和美君)

1番ですが、地図を見ていただいても周りは住宅ばかりのところの畑が挟まれているという状態なので、今までもあまり手入れできていない状態でしたので、やむを得ないと思います。

10番 (堀 敏君)

まず3番のほうから御説明をいたします。

3ページを見ていただきますと、 さんの南側に黒く塗られていて、その南西のほうに の があり、この の東が今、大きい所が空いておりますけど、ここに来年の春、 ができるということが今進んでおまして、この の駐車場として3番の部分を利用したいという申請でございます。

2番目の さんの駐車場の件は、この農地の中の さん側の一部を自宅の駐車場にしたいと、こういう案件で、特に問題ないと思います。

13番 (宮澤 辰夫君)

4番5番についてですが、4番の人の子どもさんが5番ということで、親子でございます。地図を見てもらったように住宅でもって囲まれた地域でありまして、それで、お父さんのほうの年齢が80歳を過ぎているということで、それで息子さんが県外に暮らしているということで、 っていうふうに判断していたわけですがけれども、ちょうどそういう買ってくれるところがあったので、 私もいい話だなあと考えております。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

3番 (酒井 一義君)

すみません。本当に単純な疑問なんですけれども、1番の の人はなん

ていう名前なんですか、これは。

主 査 (出口 大悟君)
すみません。こちら■■■■■さんといいまして、■■■■■の字が変体仮名というパソコンでもなかなか出てこない字でして、手書きで入れさせていただきました。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 29 号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 30 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)
議案書の 5 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和 2 年 5 月 31 日でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1 万 366 ㎡、合計も 1 万 366 ㎡でございます。貸手が 3、借手が 3 です。
2 番 3 番の表につきましてはお目通しいただき、6 ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 30 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (塚澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 31 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)
それでは議案書の 7 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 2 年 5 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年の田 1,890 m²、10 年の田 2 万 2,729 m²、畑 2,115 m²、合計で 2 万 6,734 m²でございます。
貸手が 13、借手が農業開発公社のため 1 となります。
8・9 ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。13 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 27 筆を貸し付けるということになっております。
権利の種類については、それぞれ御覧ください。
以上につきまして御審議をお願いして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県開発公社が権利設定後、10・11 ページにあります利用配分計画の担い手へ記載の内容で貸し付け予定でございますので、御確認をお願いします。
以上です。

会 長 (塚澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (塚澤 豊君)
なければ、議案第 31 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (塚澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、

議案第 32 号に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限により 21 番 米山茂寿委員、23 番 大沼昌弘委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[21 番 米山茂寿君・23 番 大沼昌弘君 退場]

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、

議案第 32 号 駒ヶ根市農地利用最適化推進委員の選考について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

局 長 (竹村 正宣君)

それでは、議案第 32 号 駒ヶ根市農地利用最適化推進委員の選考について
提案説明をいたします。

農業委員会等に関する法律第 17 条の規定によりまして、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされております。

また、農業委員会等に関する法律施行規則第 11 条第 3 項の規定により、応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合の委嘱に当たっては、委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するのに必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定されております。

駒ヶ根市農業委員会では、駒ヶ根市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規定に基づき候補者選考委員会を開催し選考する方法を取っております。

このたびの応募で応募者が推進委員の定数である竜西地区 4 名、竜東地区 2 名を超えましたので、選考委員会運営規定に基づき、堺澤会長、小池副会長、小松竜西地区長、下島竜東地区長、宮澤竜西副地区長を委員とする駒ヶ根市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を 4 月 6 日に開催して候補者の選考を行いました。その結果、竜西地区の推進委員として米山茂寿さん、宮澤秀一さん、大沼昌弘さん、小原正隆さん、竜東地区の推進委員として菅沼佳彦さん、白川眞武さんが候補者に選考されましたので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

私のほうから選考委員会の補足説明をいたします。

今、事務局の局長から報告のあったとおり 4 月 6 日の日に選考委員会を開催いたしました。

農地最適化推進委員の選考について、それぞれ地区の推薦、それから自分で

の申し込み等ありまして、それぞれ竜西が4名、竜東が2名ということで選考いたしました。

結果については報告のあったとおりですので、お願いをいたします。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第32号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 駒ヶ根市農地利用最適化推進委員の選考については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

ここで退席されている委員の着席を求めます。

〔21番 米山茂寿君・23番 大沼昌弘君 入場・着席〕

会 長 (堺澤 豊君)

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が全て終了しました。

これにて令和2年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時28分 閉会